

# 送信ドメイン認証及び 25番ポートブロックに関する 法的留意点

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 消費者行政課



# 迷惑メール対策としての 送信ドメイン認証及び25番ポートブロック

## ■ 送信ドメイン認証及び25番ポートブロックとは

送信ドメイン認証及び25番ポートブロックは、いずれも効果的な迷惑メール対策技術として導入されているところ。具体的にその技術は、特定の電子メールをフィルタリング又は受信拒否する目的で、当事者の意思に反して、通信に係る情報(送信元ドメインやIPアドレス等)を確認し、この情報を利用する行為と解される。

## ■ 法律的問題点

電気通信事業法では、電気通信事業者の義務として通信の秘密の侵害及び差別的取扱いの禁止が規定されている。したがって、これらの技術の利用が通信の秘密の侵害又は差別的取扱いに該当しないかが問題となる。

# 電気通信事業法における通信の秘密 及び差別的取扱いの禁止について

## ■電気通信事業法

### 第4条 (秘密の保護)

1 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

### 第6条 (利用の公平)

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

送信ドメイン認証技術及び25番ポートブロックは、特定の電子メールをフィルタリング又は受信拒否する目的で、当事者の意思に反して、送信者の通信に関する情報(ドメインやIPアドレス等)を確認し、この情報を利用する行為である。

このため、これらの行為は通信の秘密の侵害と解されると同時に、電気通信事業法に規定される差別的な取扱いに該当する可能性がある。

しかしながら、これらの行為も正当業務行為など一定の事情が存在すれば、違法性が阻却される。



## 送信ドメイン認証及び25番ポートブロックの適法性

### ■ 正当業務行為（違法性阻却事由）が認められる要件

一般に、正当業務行為が認められるためには、(1)行為の必要性及び正当性、(2)手段の相当性が必要である。

### ■ 送信ドメイン認証技術及び25番ポートブロックの適法性

そこで、上記技術の利用の適法性について検討する。

まず、(1)行為の必要性及び正当性の要件については、大量のメールが送信される状況では、それにより引き起こされるメールサービスの遅延等の支障を防ぐ必要があることから、いずれの技術においても、(1)の要件を満たすと考えられる。

次に、(2)手段の相当性については、上記技術は目的達成のために必要最小限であること、及びより制限的でない代替手段も存在しないことから、(2)の要件も満たすと考えられる。

したがって、上記技術の導入は正当業務行為と認められ、違法性が阻却されると考えることができる。



## 結 論

- 送信ドメイン認証及び25番ポートブロックは、効果的な迷惑メール対策として導入されているところ。
- 他方、上記技術の利用は、電気通信事業法に規定されている通信の秘密の保護及び役務提供における差別的取扱いの禁止に抵触する。
- しかしながら、上記技術の利用は、いずれも正当業務行為として、違法性阻却事由が認められることから、その利用は適法なものと認められる。
- 以上のように、上記技術は法的問題点についても整理できることから、ISPによる上記技術の導入の促進が図られることが望ましい。